

令和5年3月24日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和4年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和4年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和4年10月1日～同年12月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	20	-	32	52

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分													合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他		
防衛省	2	2	-	-	-	1	5	2	5	32	2	1	52	

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和4年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束 をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認 の有無 (注3)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援 助の有無(注 4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	大塚 陽一	57	陸上自衛隊高射学校第1教育部長	R4.9.10	R4.9.27	陸上自衛隊高射学校第1教育部長	R4.9.10	R4.12.1	学生に対する教育訓練全般に関する学校長の補佐及び調整・統制に関する事項	R4.12.1	R4.12.2	学校法人青葉学園	教育	東京医療保健大学営業事務員	無	有
2	小松 広志	56	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R4.9.12	R4.11.25	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R4.9.12	R4.12.1	システム通信団長の補佐、その他団長に命ぜられた事項	R4.12.1	R5.1.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	国内電気通信事業における異間通話サービス、国際通信事業、ソリューション事業、及びそれに関する事業等	担当部長	無	有
3	末吉 平興	56	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R4.9.12	R4.10.28	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R4.9.12	R4.12.1	東部方面後方支援隊長の補佐	R4.12.1	R4.12.2	株式会社セノン	警備業等	南九州支社副社長	無	有
4	永井 一成	56	海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長	R4.3.8	R4.11.15	海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長	R4.3.8	R4.12.1	部務統括	R4.12.1	R4.12.2	函館どつく株式会社	船舶製造・修理業	顧問(嘱託常勤)	無	有
5	福島 由晃	56	陸上自衛隊幹部候補生学校副校長兼陸上自衛隊幹部候補生学校企画室長	R4.6.9	R4.10.5	陸上自衛隊幹部候補生学校副校長兼陸上自衛隊幹部候補生学校企画室長	R4.6.9	R4.12.1	校務運営全般における学校長の補佐、学校業務の運営及び業務の改善等の実施	R4.12.1	R4.12.2	旭精機工業株式会社	精密金属加工品等の製造及び販売	精密加工事業部長付	無	有
6	坊古居 泰之	56	海上自衛隊横須賀造修補給所長兼横須賀地方総監部技術補給監理官	R4.7.1	R4.11.16	海上自衛隊横須賀造修補給所長兼横須賀地方総監部技術補給監理官	R4.7.1	R4.12.1	所務統括及び技術指導等	R4.12.1	R4.12.2	一般社団法人日本防衛装備工業会	装備品の研究開発等	業務部担当部長	無	有
7	星野 正彦	56	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	R4.7.5	R4.11.17	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	R4.7.5	R4.12.1	部務統括	R4.12.1	R4.12.2	スカパーJSAT株式会社	宇宙、メディア事業	顧問(契約社員)	無	有
8	森下 治彦	56	海上自衛隊沖繩基地隊司令	R4.11.8	R4.11.15	海上自衛隊沖繩基地隊司令	R4.11.8	R4.12.1	隊務統括	R4.12.1	R4.12.2	株式会社フィスコ	情報提供サービス業	顧問	無	有
9	高草木 浩寿	56	航空自衛隊航空中央業務隊付(航空自衛隊第4航空団副司令)	R4.5.10	R4.11.30	①航空自衛隊第4航空団副司令 ②航空自衛隊航空中央業務隊付	①R4.5.10 ②R4.12.1	①R4.11.30 ②R4.12.9	①司令の補佐、司令部内における幕僚への監督指導 ②特に命ぜられた事項	R4.12.9	R4.12.12	BAE Systems Japan 合同会社	航空機、艦船等の設計、製造、維持等事業	ビジネスディベロップメントマネージャー	無	無
10	仙波 浩	57	航空自衛隊南西航空方面隊司令部監理監察官	R4.6.30	R4.10.18	航空自衛隊南西航空方面隊司令部監理監察官	R4.6.30	R4.12.11	監理及び監察に係る機能の指導、監督	R4.12.11	R5.1.1	川崎重工株式会社	二輪車、鉄道車両、航空機及び関連機器等の製造・販売等	岐阜工場における事務技術職(嘱託社員)	無	有
11	阿部 昌平	56	統合幕僚学校教育課第1教官室学校教官	R4.7.8	R4.10.25	統合幕僚学校教育課第1教官室学校教官	R4.7.8	R4.12.23	統合運用に必要な作戦、防衛戦略、戦史等にかかわる教育訓練等	R4.12.23	R5.1.1	清水建設株式会社	建設業	参与(嘱託)	無	有
12	末廣 和祥	56	陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊長	R4.10.11	R4.11.11	陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊長	R4.10.11	R4.12.23	東千歳駐屯地業務隊に関する業務及び東千歳駐屯地司令幕僚業務	R4.12.23	R5.2.1	株式会社システムハウスアールアンドシー	プレハブハウスリース等	担当部長	無	有
13	八木 聖一郎	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部研究開発室長	R4.11.9	R4.12.16	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部研究開発室長	R4.11.9	R4.12.23	装備品等の研究開発に係る教育	R4.12.23	R5.1.1	三菱電機株式会社	重電システム、産業メカトロニクス等の製造・販売	防衛システム事業部長付	無	有
14	亀井 律子	57	陸上自衛隊東部方面システム通信群長	R4.11.1	R4.11.29	陸上自衛隊東部方面システム通信群長	R4.11.1	R4.12.25	東部方面システム通信群の指揮統率に関する業務	R4.12.25	R5.2.1	株式会社ハーフ・センチュリー・モア	有料老人ホームの企画・運営等	施設運営責任者	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
15	西 和男	57	海上自衛隊第1術科学校副校長	R4. 8. 16	R4. 8. 30	海上自衛隊第1術科学校副校長	R4. 8. 16	R5. 1. 7	校務統括補佐	R5. 1. 7	R5. 1. 16	株式会社竹中製作所	ボルト等製造業	営業職	無	無
16	小谷 克己	57	海上自衛隊東京業務隊付 (統合幕僚学校企画室長)	R4. 3. 17	R4. 12. 6	①統合幕僚学校企画室長 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R4. 3. 17 ②R4. 12. 23	①R4. 12. 22 ②R5. 3. 10	①室務統括 ②特に命ぜられた事項	R5. 3. 10	R5. 3. 11	株式会社伊藤電機	電気工事業等	管理監督職	無	有
17	大戸 英円	56	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R4. 11. 8	R4. 12. 19	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R4. 11. 8	R5. 3. 13	中央業務支援隊長の補佐及び業務の整理	R5. 3. 13	R5. 4. 1	株式会社日本旅行	旅行業	担当部長(契約社員)	無	有
18	土屋 晴稔	56	情報本部分析部分析副部長	R4. 10. 11	R4. 11. 8	情報本部分析部分析副部長	R4. 10. 11	R5. 3. 13	分析に関する業務	R5. 3. 13	R5. 3. 14	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業務	損害サービス主任(特定社員)	無	有
19	永田 伸二	56	陸上自衛隊東北方面混成団長	R4. 7. 14	R4. 9. 21	陸上自衛隊東北方面混成団長	R4. 7. 14	R5. 3. 13	東北方面混成団の指揮・統括	R5. 3. 13	R5. 4. 1	公益財団法人競馬保安協会	保安調査業	保安調査隊長	無	有
20	生田目 徹	56	陸上自衛隊施設学校副校長兼企画室長	R4. 9. 21	R4. 10. 14	陸上自衛隊施設学校副校長兼企画室長	R4. 9. 21	R5. 3. 13	校務を掌理する学校長の補佐及び学校業務計画の作成、実施及び分析検討に關すること	R5. 3. 13	R5. 3. 19	ロザイ工業株式会社	工業炉、産業機械、環境設備、燃焼機器、耐火物の製造等	顧問	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	鳥袋 徳男	60	沖縄防衛局総務部付	—	—	—	—	R3. 3. 31	R4. 10. 1	今井絵理子事務所	政策立案等業務	秘書	無	無	
2	笠松 誠	56	陸上自衛隊航空学校副校長	—	—	—	—	R4. 3. 14	R4. 11. 1	一般社団法人シーソック	中国遺棄化学兵器処理	次長補佐	無	無	
3	山村 浩	60	海上幕僚長	—	—	—	—	R4. 3. 30	R4. 10. 1	三菱重工株式会社	船舶及び艦船の建造、販売、修理及び救難解体等	顧問	無	無	
4	伊藤 吉和	60	大臣官房付	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 11. 1	黒沢建設株式会社	建設業	顧問	無	無	
5	坂川 健太郎	60	大臣官房付	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 10. 1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	駐留軍等労働者の労務管理、給与及び福利厚生に関する業務	理事	無	無	
6	佐藤 祐司	60	防衛装備庁陸上装備研究所長	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 10. 1	株式会社YDKテクノジーズ	電子機器等の開発・製造業	顧問	無	無	
7	本田 和俊	60	南関東防衛局管理部長	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 11. 1	株式会社かわでん	電気機械器具の設計、製作、販売等	営業開発部顧問	無	無	
8	持留 顯	57	陸上自衛隊中部方面総監部付 (陸上自衛隊北部方面後方支援隊輸送隊長)	R3. 3. 23	①陸上自衛隊中部方面総監部総務部総務課長 ②陸上自衛隊中部方面総監部付 (陸上自衛隊中部方面総監部総務課長)	①R3. 3. 23 ②R4. 3. 14	①R4. 3. 13 ②R4. 4. 21	①総監部業務総務全般 ②特に命ぜられた事項	R4. 4. 21	R4. 11. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官の援護業務	大阪支部上席主幹	無	有
9	富松 聡一	60	自衛隊富士病院長	—	—	—	—	R4. 6. 28	R4. 11. 24	医療法人社団福寿会	病院運営等	福寿会病院副病院長	無	無	
10	本田 光徳	60	南関東防衛局次長	—	—	—	—	R4. 6. 30	R4. 10. 1	西松建設株式会社	建築に関する事業	担当部長	無	無	
11	島田 和久	60	防衛事務次官	—	—	—	—	R4. 7. 1	R4. 11. 1	株式会社富士通フューチャースタディーズ・センター	シンクタンク	顧問	無	無	
12	竹内 芳寿	60	近畿中部防衛局長	—	—	—	—	R4. 7. 1	R4. 10. 1	東急建設株式会社	建設工事の請負、コンサルティング業務等	本社建築事業本部顧問	無	無	
13	鶴居 正行	58	防衛装備庁長官官房装備官	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 12. 1	朝日生命保険相互会社	保険業	常勤顧問	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
14	亀山 慎二	59	陸上自衛隊第9師団長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 12. 1	防衛省職員生活協同組合	組合員の生活の文化的経済的改善向上のための共済等事業	理事	無	無
15	佐々木 龍太郎	56	陸上自衛隊九州補給処副処長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 11. 1	内閣府	国家公務	遺棄化学兵器処理担当室参与(非常勤職員)	無	無
16	柴田 弘	59	防衛装備庁長官官房装備官(海上担当)	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 11. 1	株式会社日立製作所	通信電子・各種装備品等の製造	顧問	無	無
17	塚田 文彦	56	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部主任教官	R4. 3. 22	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部主任教官	R4. 3. 22	R4. 8. 1	防衛戦略研究及び教育	R4. 8. 1	R4. 11. 1	住友生命保険相互会社	生命保険業	顧問(契約社員)	無	有
18	徳永 徹二	59	自衛隊中央病院副院長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 10. 1	医療法人三輝会	医療	横須賀タワークリニック副院長	無	無
19	徳永 徹二	59	自衛隊中央病院副院長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 10. 1	学校法人神奈川歯科大学	歯科医師の養成、歯学の研究・教育等	特任教授(非常勤)	無	無
20	野村 悟	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 12. 5	自営	外資系企業を対象としたビジネス・プランニング・コーディネート	—	無	無
21	畠中 秀昭	59	大臣官房総務管理官	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 10. 21	富士通株式会社	情報通信機械器具製造業	アドバイザー(囑託)	無	無
22	宮本 久徳	57	陸上自衛隊第11旅団長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 10. 1	北九福鳥株式会社	各種食肉の製造・加工・卸売及びそれに関する事業	顧問	無	無
23	山岡 鉄司	57	海上自衛隊開発隊群司令	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 12. 1	沖電気工業株式会社	通信機械器具・関連機器製造業	顧問	無	無
24	山本 真也	56	陸上自衛隊千僧駐屯地業務隊長	—	—	—	—	—	R4. 8. 1	R4. 10. 18	日本通運株式会社	自動車輸送等	アマゾン大阪事業所京田辺オペレーション倉庫作業員(アルバイト)	無	無
25	菅野 厚志	59	防衛装備庁長官官房人事官	—	—	—	—	—	R4. 9. 1	R4. 12. 1	株式会社エアロテクノサービス	電気・機械器具設置工事	総務部長	無	無
26	原田 忠義	60	防衛装備庁調達事業部需品調達官	—	—	—	—	—	R4. 9. 1	R4. 11. 1	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備工業の振興に関する業務	参事	無	無
27	大泉 光祥	56	航空自衛隊幹部学校教育部主任教官	R3. 11. 16	①航空自衛隊幹部学校計画課 ②航空自衛隊幹部学校教育部主任教官	①R3. 11. 16 ②R4. 3. 1	①R4. 2. 28 ②R4. 9. 30	①学校運営に関する業務 ② 学校教育に関する業務	R4. 9. 30	R4. 10. 1	国立研究開発法人情報通信研究機構	情報通信に関する技術の研究開発	一般事務職	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
28	有永 禎寿	60	自衛隊中央病院衛生資材部長	—	—	—	—	R4. 10. 17	R4. 11. 16	一般社団法人巨樹の会	医療	明生リハビリテーション病院薬剤師	無	無	
29	前田 忠久	57	海上自衛隊第2航空隊司令	—	—	—	—	R4. 10. 30	R4. 12. 1	自営	遠隔航空操縦システムに関するマネジメント業	—	無	無	
30	宮路 貴幸	57	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊護衛艦みょうこう艦長)	R4. 6. 3	①海上自衛隊護衛艦みょうこう艦長 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R4. 6. 3 ②R4. 8. 22	①R4. 8. 21 ②R4. 11. 6	①艦務総括 ②特に命ぜられた事項	R4. 11. 6	R4. 11. 7	神奈川機器工業株式会社	機械製造業	営業本部長兼CS室室長	無	有
31	齋藤 篤史	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部付(陸上自衛隊東北方面混成団第38普通科連隊長)	R4. 5. 19	①陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第2研究室長補佐 ②陸上自衛隊教育訓練研究本部付	①R4. 5. 19 ②R4. 8. 1	①R4. 7. 31 ②R4. 11. 11	①将来研究の補佐、他機関等との連携した研究態勢構築 ②特に命ぜられた事項	R4. 11. 11	R4. 12. 1	静岡市役所	地方公務	危機管理総室長	無	有
32	渡辺 昇一郎	57	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団本部付(陸上自衛隊補給統制本部情報処理部長)	R4. 9. 8	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団本部付	R4. 9. 8	R4. 11. 18	特に命ぜられた事項	R4. 11. 18	R4. 11. 21	イオングローバルSCM株式会社	物流運営管理、物流企画	部長	無	有

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。